

情報公開・個人情報保護 審議会 委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々が委員に選任しました。

▽近藤俊之さん、中澤武久さん、則武辰夫さん、橋本修さん、向井信正さん

■総務課情報公開係 (☎042-387-9926)

緑センター 臨時休館のお知らせ

緑センター改修工事のため、次の期間、全館が休館となります。

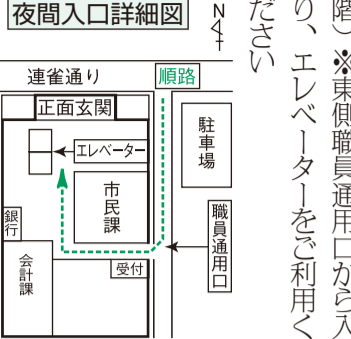
■休館期間令和6年1月15日(月)～2月1日(木)

■図書館分館 (☎042-387-7301) 図書館分室 (☎042-387-7302)

夜間納税窓口を開設

時10月30日(月)～11月1日(水) いずれも午後8時まで

■所納税課 (市役所第二庁舎3階) ※東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください



■内固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法

人市民税、国民健康保険税※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

■納税課納税係 (☎042-387-9823)

10月16日～22日は 行政相談週間

【東京一日合同行政相談所】
時10月16日(月) 午前10時～午後4時

■所JR新宿駅西口広場イベントコーナー
【一日合同行政相談所】
時11月14日(火) 午後1時～4時

■所府中市市民活動センタープラッツ (府中市宮町1-100)

■市の行政相談
秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

■行政サービス (年金・保険・国税・登記・道路・郵便など)への苦情や意見・要望

■行政相談員▽橋本治祥さん
▽小野寺孝成さん▽川村久恵さん

■広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818)

東日本大震災被災等により 小金井市に避難している方 はご連絡を

市では、東日本大震災等の被災者等で、小金井市に避難している方の情報を集約し、都を通じて避難前に居住していた市町村へ情報提供しています。

避難前に居住していた市町村では、これらの情報を元に、現在のお住まいへ各種のお知らせを送付しています。住民登録の有無にかかわらず

ず、また市へ情報提供をしていない場合は、地域安全課へご連絡ください。

また、すでに情報提供している場合も、市内での転居や市外への転出など、異動がありましたらご連絡ください。

■地域安全課防災消防係 (☎042-387-9807)

違反屋外広告物の共同除却事業について

都では、違反屋外広告物の撲滅を訴えかけるため、違反

屋外広告物共同除却を実施しています。本市でも10月17日(火)に、警視庁等と駅周辺の違反広告物の指導、共同除却を実施します。

良好な景観形成、安全な通行を確保するため、広告主・建物管理者等は、歩車道に広告看板類を置かないようご協力をお願いします。

■道路管理課道路管理係 (☎042-387-9849)

みんなの ひろば

男女平等社会をめざして パートナーシップ 宣誓制度

市では、多様性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざし、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解を進めるために、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

国内研修事業の参加者に 費用の一部を補助

男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民の方々に、参加費用の一部を補助します。

福祉の ひろば

障害者地域自立生活支援 センター主催講演会 後悔しない 成年後見制度

時11月11日(土)午後2時～4時 所障害者地域自立生活支援センター 講小林正人さん (多摩南部成年後見センター所長) 定20人 (申込順) 申10月16日～11月4日に、同センターホームページ (https://ma-rimokai.jp/facility/koganei-ssc/) から問同センター (障害者福祉センター1階 ☎042-381-8811 FAX 042-383-8488)

障がい者虐待を 防止しましょう

市では障害者虐待防止センターを設置し、相談・通報等を受け付けています。障がい者虐待に気づいた人には、市区町村へ通報の義務があります。早めの対応や支援は、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している側が抱える問題の解決にもつながります。障がい者虐待の防止と早期発見に、ご協力ください。

【連絡先】
▽市障害者虐待防止センター 虐待相談の専用対応 (☎042-381-7497 FAX 042-381-7497 24時間対応)
▽自立生活支援課 (☎042-387-9841 FAX 042-384-252)

4 11 午前8時30分～午後5時) ※重複している時間帯は、どちらでも構いません

手話通訳者・要約筆記者を派遣

聴覚に障がいのある方が、各種手続、受診、行事への参加などで外出する際、手話通訳者の派遣を行っています。また、東京手話通訳等派遣センターの手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼も自立生活支援課で受け付けています。

対市内在住で、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がいのある方 ※無料 (交通費実費負担の場合あり) 申直接 (2回目以降はファクス可)、自立生活支援課相談支援係 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9841 FAX 042-384-2524) へ

ご利用ください 福祉サービス苦情調整委員制度(福祉オンブズマン)

福祉オンブズマン制度は、福祉サービス全般に「納得できない」「苦情が言いにくい」ときに、問題の迅速な解決のために利用していただく市独自の制度です。

市長から権限を与えられた福祉オンブズマンが、公正中立の立場で調査し、苦情調整等を行います。福祉オンブズマンは職務上の秘密を守る責務がありますので、安心してご相談ください。

福祉、児童福祉、生活保護等)の内容について
▽窓口の対応に納得できないとき
▽福祉サービス事業者などの対応に不満があるとき
※苦情の内容がその事実のあった日から1年を経過したものでない限りは、申請できません

【苦情申し立てができる方】
▽福祉サービスを受けている方や受けようとしている方
▽本人の家族
▽同居の人等

【相談できる苦情内容】
▽福祉サービス(介護保険、高齢者福祉、障がい者

事務局に事前に苦情相談の予約をし、水曜日の午後1時～5時に福祉サービス苦情調整委員事務局(市役所第二庁舎8階)で福祉オンブズマンが直接面談等で、苦情等をお聴きします。

【福祉オンブズマンは次の方です】
▽三浦希美さん(弁護士)
▽藤崎太郎さん(弁護士)

福祉サービス苦情調整委員事務局(〒184-8505 二庁舎8階 ☎042-383-11225)